

一般社団法人 サービス連合情報総研
SQUARE誌編集委員会運営規定

施行：2018年2月20日

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人サービス連合情報総研（以下「当法人」という。）の定款第4条第4号による事業として、定款第52条の規定に基づき、機関誌の編集及び発行を行うSQUARE誌編集委員会（以下「編集委員会」という。）の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 編集委員会は、次の職務を行う。

- (1) 機関紙「SQUARE」誌の編集に関する事項
- (2) 機関紙「SQUARE」誌の発行に関する事項
- (3) 理事会から付託された事項

(構成)

第3条 編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって構成する。

- (1) 理事 1名以上
- (2) 正会員 3名以上
 - 2 理事会の決議により外部委員をおくことができる。
 - 3 委員長（以下「編集長」という。）は、理事会の決議により選任する。

(開催)

第4条 編集委員会は、6か月に1回以上の頻度で開催する。

(招集)

第5条 編集委員会は、編集長が招集し、その議長となって運営を行う。

- 2 編集委員会は、委員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 外部委員は、理事会の決議により任期を定めるものとする。

(報酬)

第7条 委員及び外部委員は、原則として無報酬とする。ただし、職務執行の対価として当法人から財産上の利益を受ける必要がある場合は、理事会の決議によって定める。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、2018年2月20日から施行する。